

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第7回）議事概要

日 時 平成23年5月20日（金） 10:30～10:50

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房経理課長、大臣官房地方課課長補佐（総務班）（代理）、大臣官房統計部管理課長、総合食料局総務課長、消費・安全局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局総務課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課課長補佐（経理班）（代理）

概 要

1. 東日本大震災に伴う復旧事業の迅速な発注及び法令遵守の意識を高めた適正な事業発注の徹底について官房長から発言
2. 平成22年度発注者綱紀保持対策の実施状況について報告（資料1及び資料1-1～1-5）
3. 平成23年度発注者綱紀保持対策の実施方針について報告（資料2）

主な議論の内容

- 発注者綱紀保持に関するチェックシートの設問について改善を図ることとする。また、同チェックシートの結果について、各局庁担当者に対し報告を行い、正答率の低い者に再テストを実施することとする。
4. 締め括りとして、官房長から、綱紀保持研修の強化並びに各職員に対する綱紀保持及び法令遵守について周知徹底を図るように指示

以 上

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第7回）

平成23年5月20日
10時30分～10時50分
第1特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 平成22年度発注者綱紀保持対策の実施状況について
- (2) 平成23年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

3. 閉 会

【配付資料】

資料1 : 平成22年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

資料1-1 : 平成22年度発注者綱紀保持研修等開催状況

資料1-2 : 発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果

資料1-3 : 平成22年6月に実施したチェックシート結果（設問別）

資料1-4 : 平成22年10月に実施したチェックシート結果（設問別）

資料1-5 : 平成23年2月に実施したチェックシート結果（設問別）

資料2 : 平成23年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

参考1 : 農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）

参考2 : 発注者綱紀保持委員会規則（平成19年7月31日付け19経第709号大臣官房長通知）

参考3 : 農林水産本省発注者綱紀保持委員会設置要領（平成19年7月31日付け19経第709号大臣官房長通知）

平成22年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 発注者綱紀保持研修の開催

(1) 第1回研修の概要（平成22年6月）

施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者（33名）、本省の管理監督者及び発注担当職員（42名）に対して研修を実施。

〈研修項目〉

- ①「発注者綱紀保持対策」に関する講義（講師：大臣官房経理課）
- ②「会計経理をめぐる最近の動き（予算執行の適正化）及び発注者綱紀保持研修の実施」に関する講義（講師：大臣官房経理課）
- ③「契約事務の留意点」に関する講義（講師：大臣官房経理課）
- ④「官製談合防止法等」に関する講義（講師：公正取引委員会）

(2) 第2回研修の概要（平成23年2月）

本省の管理監督者及び発注担当職員（56名）に対して研修を実施。

〈研修項目〉

- ①「発注者綱紀保持対策」に関する講義（講師：大臣官房経理課）
- ②「コンプライアンス」に関する講義（講師：外部講師）

2 発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施（詳細は資料1－2）

- (1) 1の各研修の講義後、綱紀保持の理解度を確認するため、研修生に対して発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施。
- (2) 平成22年10月、本省の管理監督者及び発注担当職員に対して、発注者綱紀保持マニュアルの周知を図り、併せて発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施。

3 施設等機関及び地方支分部局で実施した研修等へ講師の派遣

下記の機関で開催した管理監督者及び発注担当職員に対する発注者綱紀保持研修等において、新たに本省担当者（大臣官房経理課）を講師として派遣し、「発注者綱紀保持対策に関する講義」を行った。

- (1) 動物医薬品検査所 (平成22年7月8日実施、研修参加者20名)
- (2) 北海道農政事務所 (平成22年7月12日実施、研修参加者41名)
- (3) 九州農政局 (平成22年7月29日実施、研修参加者102名)
- (4) 北陸農政局 (平成22年8月27日実施、研修参加者56名)
- (5) 近畿農政局 (平成22年8月30日実施、研修参加者44名)
- (6) 東海農政局 (平成22年12月8日実施、研修参加者76名)
- (7) 横浜植物防疫所 (平成23年3月1日実施、研修参加者36名)

合 計 7 機関等 研修参加者375名

平成22年度発注者網持研修等開催状況

平成23年3月31日現在

平成23年3月31日現在

実施機関			開催状況	
			参加者総数	開催内容
農林水産本省			131名	6/3～4 第1回研修 75名 (出先機関発注者網紀保持担当者等(33名)及び省内の管理監督者及び発注担当職員(42名)を対象) (省内の管理監督者及び発注担当職員の内訳) 大臣官房10名、大臣官房統計部2名、総合食料局4名、生産局4名、経営局3名、農村振興局4名、農林水産技術会議事務局2名、林野庁6名、水産庁6名、農林水産政策研究所1名 2/1 第2回研修 56名(省内の管理監督者及び発注担当職員を対象) (省内の管理監督者及び発注担当職員の内訳) 大臣官房7名、大臣官房統計部1名、総合食料局10名、消費・安全局3名、生産局5名、経営局3名、農村振興局4名、農林水産技術会議事務局2名、林野庁12名、水産庁8名、農林水産政策研究所1名
(参考)				
地方農政局	東 北	199名	7/23 講習20名、10/12 研修90名、1/24 講習89名	
	関 東	57名	6/22 研修57名	
	北 陸	228名	6/11 講習35名、8/27 講習56名、9/29 講習73名、2/18 講習64名	
	東 海	76名	12/8 研修76名	
	近 畿	76名	8/30 講習44名(瀬戸内海漁調1名を含む。) 2/21 講習32名(瀬戸内海漁調1名を含む。)	
	中国四国	230名	6/17 講習53名、6/28 講習29名、11/25 講習51名(境港漁調1名含む)、 12/20 講習24名、3/7 講習73名	
	九 州	314名	4/22～10/14 発注者網紀保持研修6回	
北海道農政事務所			74名	7/12 研修41名(北海道漁調4名を含む。)、12/9 研修33名(北海道漁調3名を含む。)
森林管理局	北 海 道	339名	4/13～ 1/21 発注者網紀保持研修等11回	
	東 北	377名	5/26～ 2/18 発注者網紀保持研修等7回	
	関 東	83名	7/ 8～ 8/ 3 発注者網紀保持研修等2回	
	中 部	205名	5/13～ 2/25 発注者網紀保持研修等4回	
	近 畿 中 国	65名	7/15～ 2/14 発注者網紀保持研修等4回	
	四 国	57名	4/12～11/30 発注者網紀保持研修等3回	
	九 州	71名	4/21～ 9/16 発注者網紀保持研修等4回	
漁業調整事務所	北 海 道	(7名)	(7/12 北海道農政事務所発注者網紀保持研修へ参加 4名、 12/9 北海道農政事務所発注者網紀保持研修へ参加 3名)	
	仙 台	6名	6/18 仙台漁業調整事務所発注者網紀保持研修実施 6名	
	新 潟	(1名)	(6/3～4 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)	
	境 港	(2名)	(6/3～4 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、 11/25 中国四国農政局発注者網紀保持講習へ参加 1名)	
	瀬 戸 内 海	(2名)	(8/30・2/21 近畿農政局発注者網紀保持講習へ参加 各1名)	
	九 州	(1名)	(6/3～4 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)	
植物防疫所	横 浜	36名	3/1 講習36名	
	名 古 屋	6名	5/20 講習4名、10/27 講習2名	
	神 戸	22名	1/28 研修22名	
	門 司	16名	2/28 研修16名	
	那 覇	5名	6/16 研修5名	
動物検疫所			21名	6/18 講習21名
動物医薬品検査所			84名	7/8 研修20名 12/2 研修64名
農林水産研修所			(1名)	(6/3～4 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)
農林水産政策研究所			11名	3/28 研修11名
森林技術総合研修所			23名	7/5 研修13名、 10/7 研修10名
農林水産技術会議事務局筑波事務所			19名	12/16 研修19名

※ 括弧書きは、農林水産本省発注者網紀保持研修等に対して当該機関の発注者網紀保持担当者の参加した人数。

発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果

平成22年度において実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果は以下のとおり

1 平成22年6月の結果

発注者綱紀保持研修（第1回）において、施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者、本省の管理監督者及び発注担当職員に対してチェックシートを実施。（設問別の正答率は資料1-3）

- 解答者 75名
- 設問数 10問
- 正答率 78.9%
(正解者の延べ人数/解答者の延べ人数)

2 平成22年10月の結果

発注者綱紀保持マニュアルの周知後、本省の管理監督者及び発注担当職員に対してチェックシート実施。（設問別の正答率は資料1-4）

- 解答者 817名
- 設問数 10問
- 正答率 75.8%
(正解者の延べ人数/解答者の延べ人数)

3 平成23年2月の結果

発注者綱紀保持研修（第2回）において、本省の管理監督者及び発注担当職員に対してチェックシートを実施。（設問別の正答率は資料1-5）

- 解答者 56名
- 設問数 10問
- 正答率 85.4%
(正解者の延べ人数/解答者の延べ人数)

平成22年度において実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果を踏まえ、正答率の低い設問があることから、今後、チェックシートの実施の際には、正答率の低い設問を中心に更新することにより、綱紀の保持に関する習熟度をさらに高める必要がある。

（参 考） 過去の発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果
(第6回委員会で報告済み)

- ①平成21年8月 87.1% (解答者 69名)
- ②平成22年1月 83.0% (解答者 84名)
- ③平成22年3月 93.5% (解答者852名)

平成22年6月研修に実施した発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果（設問別）

※ 解答者数 75名

※ 訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問番号	設問	正解	正答率 (正解者数)
1	「発注事務」の範囲は、物品購入や役務契約、委託契約等に係る入札公告、予定価格の作成、契約相手方の決定といった契約事務手続きをいい、その前段である仕様書、設計書の作成業務は含まれないことから、仕様書の作成を行う原課の担当者は「発注担当職員」に含まれない。	×	98.7% (74名)
2	「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者、委託契約相手方である地方公共団体等を含む。	○	92.0% (69名)
3	入札を予定している業務について、入札執行の3日前に外部から「談合が行われている」旨の通報があったが、法令違反との確証がなかったものの、部局に設置された公正入札等調査委員会へ通報した。	○	92.0% (69名)
4	秘密に関する書類の庁舎外への持ち出しは禁止されているが、庁舎外の現地で入札執行を行うため、予定価格など秘密に関する書類を持ち出した。	○	56.0% (42名)
5	事業者との応接の際、自分以外の担当者が休暇だったため、やむを得ず1人で対応することとした。 また、打合せスペースが別の打合せでふさがっていたため、局の会議室で打合せを行った。	×	89.3% (67名)
6	発注担当職員ではあるが、直接の担当ではない顔見知りの出入り業者と、廊下で数度にわたって立ち話をしたが、内容は世間話なので問題はない。	×	73.3% (55名)
7	発注担当職員として第三者から不当な働きかけを受けたので、まず管理監督者に報告書を提出し、管理監督者の確認・修正を受けた後に所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対し、報告を行った。	×	82.7% (62名)
8	事業者から公表前の予定価格について電話で問い合わせを受けたので、不当な働きかけとしてこれを拒否し、その後、当該内容を記録し、公表する旨を伝えようとしたところ、電話を切られてしまった。 相手に記録する旨を伝えていないので、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対しての報告は行わなかった。	×	96.0% (72名)
9	測量器械の購入に際して、専門的な知見を有しなかったことから、専門の事業者に依頼し、参考となる仕様書を作成してもらった後に、他社の製品カタログを見たところ、当該仕様書を作成した社以外の製品でその仕様を満たすものはなかった。 これは、訓令第10条に規定する「不当な働きかけ」に該当するため、11条の規定に基づき、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に報告を行った。	×	50.7% (38名)
10	専門的知見を有する事業者数社から、予定価格の参考とするため、発注予定業務に係る参考見積及び積算内訳書をもらい、このうち最低価格の参考見積額をそのまま予定価格とした。 後日行われた入札の結果、参考見積において最低価格を提出した事業者が同価で落札した。 このことは、予定価格を事前に類推させる行為として、競売入札妨害や入札談合等関与行為防止法に抵触するものである。	×	58.7% (44名)

平成22年10月、発注者綱紀保持マニュアルの周知後、発注者
綱紀保持に関するチェックシート実施結果（設問別）

※ 解答者数 817名

※ 訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問 番号	設 問	正解	正答率 (正解者数)
1	訓令の対象となる「発注事務」は、建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品購入等及び役務等に係るすべての支出原因契約における仕様書、設計書、予定価格の作成、契約方式の選択及び入札、契約の相手方決定、監督、検査その他関連事務全般を指し、収入原因契約である物品等の売り払い契約に関する事務はこれに含まれていない。	×	82.1% (671名)
2	「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者、委託契約相手方である地方公共団体等を含む。	○	84.6% (691名)
3	落札事業者が受注のお礼の挨拶に来たが、挨拶自体は発注事務に含まれないため、1人で対応した。	○	32.9% (269名)
4	秘密に関する書類の庁舎外への持ち出しは禁止されているが、庁舎外の現地で入札執行を行うため、予定価格など秘密に関する書類を持ち出した。	○	59.1% (483名)
5	1者応札を防止する観点から、顔見知りの業者に公告前に入札情報を教え、入札に参加するようお願いした。	×	95.7% (782名)
6	発注担当職員ではあるが、直接の担当ではない顔見知りの出入り業者と、廊下で数度にわたって立ち話をしたが、内容は世間話なので問題はない。	×	76.0% (621名)
7	専門的知見を有する事業者数社から、予定価格の参考とするため、発注予定業務に係る参考見積及び積算内訳書をもらい、このうち最低価格の参考見積額をそのまま予定価格とした。 後日行われた入札の結果、参考見積において最低価格を提出した事業者が同価で落札した。 このことは、予定価格を事前に類推させる行為として、競売入札妨害や官製談合防止法に抵触するものである。	×	59.6% (487名)
8	入札において落札決定した事業者から、社に報告する必要があるのでは、予定価格と落札金額にどの程度の差があったのか教えてほしいと言われた。 入札前であれば公正な競争を害するおそれがあるが、落札決定後でもあり、いずれ公表される情報であるため、予定価格を教示した。	×	93.8% (766名)
9	事業者から公表前の予定価格について電話で問い合わせを受けたので、不当な働きかけとしてこれを拒否し、その後、当該内容を記録し、公表する旨を伝えようとしたところ、電話を切られてしまった。 相手に記録する旨を伝えていないので、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対しての報告は行わなかった。	×	95.6% (781名)
10	管理監督者が、部下である発注担当職員から秘密保持義務に違反する者が内部にいるとの相談を受けたため、所属長及び発注者綱紀保持担当者に報告するよう指導した。 しかし、報告により不利益な取扱いを受けることを恐れ、どうしても報告することに難色を示したため、相談を受けた管理監督者が所属の長及び発注者綱紀保持担当者に報告を行った。	○	78.3% (640名)

平成23年2月研修に実施した発注者綱紀保持に
関するチェックシート実施結果（設問別）

※ 解答者数 56名

※ 訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問 番号	設 問	正解	正答率 (正解者数)
1	発注担当職員は、発注事務の実施に当たり、発注事務に係る会計法令等を遵守する必要がある。 したがって、前任者から引継ぎを受けた事項であっても、常に会計法令等の原理原則に立ち返り、それが適切かどうか確認しながら発注事務を行う必要がある。	○	98.2% (55名)
2	来週入札公告予定の業務仕様書の作成が時間内に終わらなかったことから、週末自宅で作業の続きをするため、ノートから自宅パソコンのアドレスにメールでファイルを送信し、日曜日の作業終了後、自宅から職場のパソコンに再度メールでファイルを送信した。	×	100% (56名)
3	自分が担当する入札公告中の業務について、事業者が仕様書の内容について質問するため来庁した際、上司とともに執務机において応対した。	×	91.1% (51名)
4	入札を予定している役務契約について匿名の電話があり、「談合が行われている」と告げられた。しかし、相手は名乗らず、それ以上何ら説明もなかった。情報があまりにも不確定で根拠がないと思ったが、念のため上司である課長に相談し、了承を得た上で入札を行うこととした。	×	71.4% (40名)
5	一般競争入札に付した事業の公告内容について、競争参加者である事業者から照会があったため回答した。内容的には他の競争参加者にも知らせるべき内容であったが、照会を受けていなかったことから他の競争参加者に対しては回答を行わなかった。	×	91.1% (51名)
6	来週入札が行われる自分が担当する業務について、他の業務の発注担当職員から、どんな事業者が入札に参加する予定か参考までに教えてほしいとお願いされたため、事業者からもらっていた名刺を見せた。	×	100% (56名)
7	いわゆる少額随契の見積合わせにおいて、予定価格の範囲内で契約するために、「もう少しだけ下げてもらえれば」等と発言した。 公表されていない情報の漏洩で、不適切な行為ではあることはもちろんだが、競争入札における予定価格の漏洩と異なり、官製談合防止法にまで抵触する行為ではない。	×	96.4% (54名)
8	発注担当職員として第三者から不当な働きかけを受けたので、まず管理監督者に報告書を提出し、管理監督者の確認・修正を受けた後に所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対し、報告を行った。	×	42.9% (24名)
9	物品の購入に際して、入札参加可能な競争参加資格の業者ランクをB等級に限定して入札公告したところ、日頃出入りのC等級の業者より競争参加資格をC等級まで広げてもらえれば参加すると持ちかけられた。 発注担当職員は、1者応札になることを懸念して、競争性を高めるために、当該競争の参加資格をC等級を加える旨の訂正公告をした。	×	100% (56名)
10	測量器械の購入に際して、専門的な知見を有しなかったことから、専門の事業者に依頼し、参考となる仕様書を作成してもらった後に、他社の製品カタログを見たところ、当該仕様書を作成した社以外の製品でその仕様を満たすものはなかった。 これは、訓令第10条に規定する「不当な働きかけ」に該当するため、11条の規定に基づき、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に報告を行った。	×	62.5% (35名)

平成23年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

1 発注者綱紀保持研修の開催

(1) 本省が実施する研修

本年度は、「施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」と「本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」をそれぞれ実施する。

① 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修

ア 目的

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広い取得を目的とする。

イ 開催時期 平成23年 6 月頃 1 回（2 日間）

ウ 研修項目

(ア) 「発注者綱紀保持対策」に関する講義

(講師：大臣官房経理課)

(イ) 「官製談合防止法等」に関する講義

(講師：公正取引委員会)

(ウ) 「コンプライアンス」に関する講義

(講師：外部講師)

② 本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修

ア 目的

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させることを目的とし、2 年間ですべての者が受講。

イ 開催時期

(ア) 平成23年 6 ～ 7 月頃

2 日間で4回(1 日当たり 2 回(午前・午後各 2 時間× 2))

(イ) 平成24年 1 ～ 2 月頃

2 日間で4回(1 日当たり 2 回(午前・午後各 2 時間× 2))

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関する講義

(講師：大臣官房経理課)

(2) 施設等機関及び地方支分部局が実施する研修

当該機関の発注者綱紀研修の企画立案担当者により当該機関の管理監督者及び発注担当職員に対する研修

2 発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施

(1) 各研修において実施するチェックシート

1 (1) の各研修の講義後、綱紀保持の理解度を確認するため、研修生に対して発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施。

(2) 定期的に実施するチェックシート

法令遵守・綱紀保持の意識を高めるため、本省の管理監督者及び発注担当職員に対して発注者綱紀保持マニュアルの周知を行った上、発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施。（平成23年10月頃及び平成24年4月頃）

3 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修等への講師の派遣

当該機関で開催する発注者綱紀保持研修等において、当該機関の管理監督者及び発注担当職員に対し、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させるため、本省担当者（大臣官房経理課）を講師として派遣する。